

【報告事項1】 前回の環境審議会の結果（R8年度以降の田村西部環境センター運営について）

R7年度第2回環境審議会
説明資料より

1 令和7年度までの運営について

- 平成18年度から稼働した当施設は、田村広域行政組合によって管理運営されていたが、令和4年度をもって解散となった。
- 令和5年度から7年度までの3年間、田村市から可燃ごみの一部を受入れ、年間10,000tの可燃ごみを当施設で処理してきた。
- 令和8年度以降、田村市からの可燃ごみの受入れがなくなるため、三春町の可燃ごみ4,000tをどう処理するか検討が必要であった。

2 検討結果

- 令和8年度以降の当町の可燃ごみ処理について、①当町可燃ごみのみで単独運営、②他自治体からの可燃ごみを受入しながら単独運営、③全量民間委託の3つの手法を比較検討した。

手法／項目	①三春のみ 単独運転	②他自治体 受入単独運転	③全量 民間委託
運転方法	間欠運転	24h連続運転	—
運転コスト	高	低	高
施設への負担	高	低	—
災害リスク	低	低	高

3 令和8年度以降の運営について

- 総合的に判断した結果、以下の内容で令和8年度以降も当施設を運営する方針となった。
なお、10月3日に地区説明会を開催し、了承をいただいた。

【基本方針】

基本的には当町の可燃ごみだけの処理となることから、
24時間連続運転から間欠運転(※)への運転方法の変更をしつつ、
田村地方以外の自治体からの可燃ごみの受入をすることによって、
「施設の安定稼働」と「年間処理コストの圧縮」を行う方針とする。

※間欠運転…1月のうち2週間24時間連続運転を行い、2週間休止する方法等

- 今後の焼却施設について、令和18年度頃を目標に田村地方で共同処理を行うことで検討を進めているが、建設から20年経過した当町施設を共同処理開始時期まで単独運転することが必要となる。
しかし、設備の老朽化が著しい状態を踏まえ、概ね5年程度を運転単位とし、計画的な補修等を行いながら、運転管理を行う。
- 5年が経過し施設稼働が困難な場合は、全量民間委託等も検討する。

【報告事項1】 前回の環境審議会の結果 (ごみ減量等に向けた実行計画の策定について)

R7年度第2回環境審議会
説明資料より

ごみ処理における課題

01 ごみが減らない



- ✓ 可燃ごみが特に減らない
- ✓ 分別の徹底がされていない
- ✓ リサイクル率が上がらない

02 最終処分場のひっ迫



- ✓ 残余年数は10年程度
- ✓ 焼却灰と不燃残渣の埋立
- ✓ 新たな処分場建設は困難

03 施設の老朽化が著しい



- ✓ 建設から20年以上経過
- ✓ 補修費が鰻上りの状態
- ✓ 施設の更新は困難

04 ごみ処理経費の増大



- ✓ 西部直営による経費増大
- ✓ 委託費等の高騰
- ✓ 施設老朽化による費用増

課題解決に向けたアプローチ

01.適正な受益者負担による収入確保

- 事業系ごみ処理手数料の見直し(R8～)
- 家庭系ごみ処理手数料の見直し(R9～)

02.ごみ減量化による処理費削減

- (仮)三春町ごみ減量等検討委員会の設置
- リユース(再利用)・リペア(修理)の取組み
- 食品ロス対策及び生ごみ対策
 - ・ 水切りダイエットの配布
 - ・ キエー口等体験会等のイベント実施

03.その他

- 資源ごみ収集方法の見直しについて

ごみ減量等に向けた**実行計画の策定**

具体的施策

- 策定年度 令和8年度中
- 計画期間 令和9年度～令和11年度 (3年間)

【報告事項1】 前回の環境審議会の結果 （ごみ減量等に向けた実行計画の策定について）

R7年度第2回環境審議会
説明資料より

1 基本的な方向性

- 策定にあたっては、以下のとおり方向性を考えている。
- ① ごみ処理に係る現状と課題を、町だけが把握するのではなく、住民や事業者と当計画をもって情報共有し、役割を認識する。
- ② 行政的な堅い計画ではなく、誰もが分かりやすい計画とする。
- ③ 取組みの検討にあたっては、行政・住民・事業者の3者が共同し、効果的かつ実効性の高い取組みを盛り込んだ計画とする。
- ④ 具体的な目標値を設定し、定期的に進捗管理を行う。
(1人1日あたり●●g減れば、排出量を減量できるのかなど)

2 計画の概要(予定)

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) ごみ処理の現状と課題
 - ・ 家庭系ごみ、事業系ごみ排出量の推移
 - ・ ごみ処理経費の推移（全体及びごみ種別）
- (3) ごみ減量等の目標
- (4) ごみ減量等のための行動計画(取組)
 - ・ ごみの排出抑制(リフューズ・リデュース)
 - ・ ごみの分別、リユース(リペア)、リサイクル
 - ・ 情報発信・教育
- (5) 計画の進行管理



3 進め方

- 以下のとおり、進めていきたいと考えている。

STEP
01

環境審議会での提案

本日の会議において、委員の皆様への情報共有及びご意見をいただきたい。

STEP
02

(仮)ごみ減量等検討委員会の設置

ごみ分野に重きを置き、部会(委員会)を設置し、ごみ減量化に向けた具体的施策を議論したい。
(3回程度)

STEP
03

第1回環境審議会への中間報告

令和8年10月頃を目標に、具体的な内容をまとめ、委員の皆様から意見をいただきたい。

STEP
04

計画策定

令和9年3月を目標に、計画を策定する。
なお、策定前であっても効果のある事業は、先行的に実施を行う。

【報告事項1】 前回の環境審議会の結果 （ごみ減量等に向けた実行計画の策定について）

R7年度第2回環境審議会
説明資料より

4 スケジュール(案)

- ごみ減量等に向けた実行計画の策定、及び手数料の見直しにおける議会での条例改正を令和9年3月に実施することを目標に、下表のスケジュールどおりに進めていきたい。ただし、検討の進捗状況に応じて、多少前後することはご了承ください。

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①環境審議会							● 第1回環境審議会			● 第2回環境審議会		
②ごみ減量等 検討委員会		● 第1回委員会		● 第2回委員会		● 第3回委員会			● 第4回委員会			
③ごみ減量等 実行計画の策定	● 情報整理・分析等	▶	● 具体的施策の検討 ・目標値の設定	▶	● 素案作成	▶	● 原案作成	▶		● 諮問		● 策定
④手数料の見直し	● 情報整理・分析等	▶	● 素案作成	▶		▶	● 原案作成	▶		● 諮問		● 議会(条例改正)

【報告事項1】 前回の環境審議会の結果 （仮・ごみ減量等検討委員会の設置について）

R7年度第2回環境審議会
説明資料より

1 目的

- 福島県は1人1日あたりのごみ排出量が全国で2番目に多い結果であり、県内自治体で「ごみ減量」に向けた取組みが進められている。
- 三春町での「ごみ減量/資源化」を進めるにあたり、行政のみでなく、多様な主体が参加し、共に考え、効果的かつ実効性の高い取組みを検討する必要性が高いため、本委員会を設置する。

2 本委員会で検討したい内容

- 「ごみ減量/資源化」という目標に対して、様々な主体と連携した具体的な取組みを、本委員会で検討を行う。

(1)ごみ減量/資源化に向けた取り組みの検討

【例】①各飲食店に向けた食品ロス削減の普及啓発

②不要に廃棄される農作物の利活用

③給食から出る食品残渣を学校で堆肥化し、農作物を育てる

④リユース(再利用)、リペア(修理)によるごみ減量

(2)資源ごみに係る収集体制の見直し検討

…本委員会内で意見をいただく。

(3)その他、ごみ処理等に関する事項

3 構成する委員(案)

- 下表の委員を想定し、調整することとしたい。

No.	委員を想定する団体名等
1	福島大学(学識経験者)
2	廃棄物処理に関わる人材(学識経験者)
3	町民(区長会やまちづくり協議会)
4	町民(公募)
5	三春町商工会
6	ヨークベニマル三春店
7	飲食店関係者
8	農業関係者
9	報道関係者
10	行政・教育

4 設置時期(予定)

- **令和8年5月中**に委員会を設置したい。

【報告事項2】 田村西部環境センターの運営について(他自治体等からの一般廃棄物の受入れ)

1 目的・内容

- 「施設の安定稼働」と「年間処理コストの負担軽減」を目的とし、田村地域以外の自治体や事務組合から一般廃棄物(可燃ごみ)を当施設で受入れ、処理する。【報告事項1にて説明した内容】
- 当施設の余剰能力約5,000トンの範囲内で可燃ごみを受入れ、産業廃棄物などの受入れは行わない。
- 搬入にあたっては、定められた搬入経路を遵守し、ごみが飛散することのないよう飛散防止を講じるとともに、一般車両や通行人に配慮のうえ事故防止を徹底することとする。

2 受入れする自治体(予定)

年月日	①白河地方広域市町村圏整備組合	②南会津地方広域市町村圏組合	③田村市
構成自治体	白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村	南会津町、下郷町、只見町	田村市、小野町
受入時期	令和9年10月から2年間程度	令和8年5月以降から実証試験	随時(定期補修時等)
受入量	年間 最大4,000トン	年間 最大2,000トン	余剰能力の範囲内

3 地元等との合意形成

- 下表のとおり、地元及び議会への合意形成を図った。

年月日	内 容
R7.10.3	北部三地区連絡協議会にて、R8年度以降の施設稼働と他自治体からの一般廃棄物受入れについて了承。
R8.4.30	北部三地区連絡協議会(沢石地区)に改めて説明、了承。
R8.5.9	北部三地区連絡協議会(要田地区)に改めて説明、了承。
R8.5.15	北部三地区連絡協議会(御木沢地区)に改めて説明、了承。
R8.5.21	議会全員協議会(5月)にて報告。
R8.5月末	沢石・要田・御木沢地区の町民へ、世帯回覧を実施。

【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

1 中東情勢の影響による価格改定について

【中東情勢による影響】

- 中東情勢による原材料の価格高騰(35%程度値上げ)
- 中東情勢や近年の物価高騰によるごみ処理経費の増大

◆1枚あたりの販売価格【現状】

種別	販売単位	製造価格	販売手数料	町手数料	販売価格(税抜)
燃える(大)	10枚	18.1円	3円	5.9円	27円
燃える(中)	10枚	12円	3円	5.5円	20.5円
燃える(小)	10枚	10.8円	3円	1.2円	15円
燃えない(中)	10枚	15.6円	3円	7.4円	26円
燃えない(小)	10枚	11.4円	3円	2.1円	16.5円
プラ(大)	10枚	18.1円	3円	-0.1円	21円

◆1枚あたりの販売価格【令和8年8月1日出荷分から】

種別	販売単位	製造価格	販売手数料	町手数料	販売価格(税抜)
燃える(大)	10枚	24.4円	6.3円値上げ	円	円
燃える(中)	10枚	16.2円	4.2円値上げ	円	円
燃える(小)	10枚	14.5円	3.7円値上げ	円	円
燃えない(中)	10枚	21.0円	5.4円値上げ	円	円
燃えない(小)	10枚	15.3円	3.9円値上げ	円	円
プラ(大)	10枚	24.4円	6.3円値上げ	円	円

【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

2 三春町の方針について

●中東情勢の影響による製造価格の値上げを踏まえ、以下のとおり価格改定を進めたい。

01

製造価格の値上げに伴い、**9月より販売価格を値上げ**する。

02

中東情勢により物価高騰の中で、町民負担の軽減を図るため、令和8年度中は**指定ごみ袋の購入費用を一部支援**する。



①R8.8月は、販売価格を据え置き、製造価格値上げ分の全額を町が補助する。

②R8.9月からR9.3月までは、製造価格値上げ分の半分以上を町が補助する。

03

ごみの減量化の推進と、ごみ処理経費の適正な受益者負担を求めるため、**令和9年度以降にごみ処理手数料を改定**する。

【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

3 令和8年8月中の販売価格について

- 町民や小売店への周知期間が必要であることから、準備期間(8月)中は町で全額補助し、販売価格を据え置きとしたい。

種別	単位	製造価格	町補助 (全額補助)	販売手数料	町手数料	販売価格 (税抜)	販売価格 (税込)	1口ール (税込価格)
燃えるごみ (大)	(新)1枚	24.4円	-6.3円	3円	5.9円	27円	29.7円	297円
	(旧)1枚	18.1円	—	3円	5.9円	27円	29.7円	297円
燃えるごみ (中)	(新)1枚	16.2円	-4.2円	3円	5.5円	20.5円	22.5円	225円
	(旧)1枚	12円	—	3円	5.5円	20.5円	22.5円	225円
燃えるごみ (小)	(新)1枚	14.5円	-3.7円	3円	1.2円	15円	16.5円	165円
	(旧)1枚	10.8円	—	3円	1.2円	15円	16.5円	165円
燃えないごみ (中)	(新)1枚	21円	-5.4円	3円	7.4円	26円	28.6円	286円
	(旧)1枚	15.6円	—	3円	7.4円	26円	28.6円	286円
燃えないごみ (小)	(新)1枚	15.3円	-3.9円	3円	2.1円	16.5円	18.1円	181円
	(旧)1枚	11.4円	—	3円	2.1円	16.5円	18.1円	181円
プラスチックごみ (大)	(新)1枚	24.4円	-6.3円	3円	-0.1円	21円	23.1円	231円
	(旧)1枚	18.1円	—	3円	-0.1円	21円	23.1円	231円

(旧・・・R8.7までの販売価格)

【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

4 令和8年9月～令和9年3月の販売価格について

●令和8年9月から令和9年3月までの7ヶ月間は、

製造価格値上げ分の町補助を「全額」から「半分」とし、残りの半分以上を町民負担とすることで販売価格を値上げする。

種別	単位	製造価格	町補助 (半分補助)	販売手数料	町手数料	販売価格 (税抜)	販売価格 (税込)	1口ール (税込価格)
燃えるごみ (大)	(新)1枚	24.4円	-3.2円	3円	5.9円	30.1円	33.1円	34円 値上げ 331円
	(旧)1枚	18.1円	—	3円	5.9円	27円	29.7円	297円
燃えるごみ (中)	(新)1枚	16.2円	-2.1円	3円	5.5円	22.6円	24.8円	23円 値上げ 248円
	(旧)1枚	12円	—	3円	5.5円	20.5円	22.5円	225円
燃えるごみ (小)	(新)1枚	14.5円	-1.9円	3円	1.2円	16.8円	18.4円	19円 値上げ 184円
	(旧)1枚	10.8円	—	3円	1.2円	15円	16.5円	165円
燃えないごみ (中)	(新)1枚	21円	-2.7円	3円	7.4円	28.7円	31.5円	29円 値上げ 315円
	(旧)1枚	15.6円	—	3円	7.4円	26円	28.6円	286円
燃えないごみ (小)	(新)1枚	15.3円	-2.0円	3円	2.1円	18.4円	20.2円	21円 値上げ 202円
	(旧)1枚	11.4円	—	3円	2.1円	16.5円	18.1円	181円
プラスチックごみ (大)	(新)1枚	24.4円	-3.2円	3円	0円	24.2円	26.6円	35円 値上げ 266円
	(旧)1枚	18.1円	—	3円	-0.1円	21円	23.1円	231円

(旧・・・R8.8までの販売価格)

【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

5 令和9年度からの販売価格(案)について

- 町からの補助を終了のうえ、「ごみ減量への意識付け」を加速させるべく、町手数料を令和9年度から現行条例の範囲内で改定したい。
- また、指定ごみ袋に含まれるごみ処理手数料(10円以内)について、条例改正により令和10年度からの引き上げを目指す。

種別	単位	製造価格	町補助	販売手数料	町手数料	販売価格 (税抜)	販売価格 (税込)	1口ール (税込価格)
燃えるごみ (大)	(新)1枚	24.4円	0円	3円	9.6円	37円	40.7円	76円 値上げ 407円
	(旧)1枚	24.4円	-3.2円	3円	5.9円	30.1円	33.1円	331円
燃えるごみ (中)	(新)1枚	16.2円	0円	3円	8.8円	28円	30.8円	60円 値上げ 308円
	(旧)1枚	16.2円	-2.1円	3円	5.5円	22.6円	24.8円	248円
燃えるごみ (小)	(新)1枚	14.5円	0円	3円	3.5円	21円	23.1円	47円 値上げ 231円
	(旧)1枚	14.5円	-1.9円	3円	1.2円	16.8円	18.4円	184円
燃えないごみ (中)	(新)1枚	21円	0円	3円	10円	34円	37.4円	59円 値上げ 374円
	(旧)1枚	21円	-2.7円	3円	7.4円	28.7円	31.5円	315円
燃えないごみ (小)	(新)1枚	15.3円	0円	3円	5.7円	24円	26.4円	62円 値上げ 264円
	(旧)1枚	15.3円	-2.0円	3円	2.1円	18.4円	20.2円	202円
プラスチックごみ (大)	(新)1枚	24.4円	0円	3円	0.6円	28円	30.8円	42円 値上げ 308円
	(旧)1枚	24.4円	-3.2円	3円	0円	24.2円	26.6円	266円

(旧・・・R9.3までの販売価格)

※具体的な改定額については、環境審議会でも継続協議させていただきます。

【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

6 近年の指定ごみ袋の価格改定について

- 主な事業の経緯は下表のとおりである。

年度	経 緯	内 容
S61	・ 清掃センター焼却棟の供用開始 ・ 事業系一般廃棄物処理手数料の徴収開始	
H7	・ 資源ごみの分別収集開始(10月から)	・ 資源ごみのコンテナ収集を開始
H8	・ 可燃ごみ、不燃ごみのごみ処理有料化	・ 指定ごみ袋による家庭系ごみの有料化を開始
H10	・ 沼之倉第2埋立地の供用開始 ・ プラスチックごみの分別収集開始	
H13	・ 家電リサイクル法による家電4品目の回収開始	
H14	・ 事業系一般廃棄物処理手数料の改定 ・ 指定ごみ袋の処理手数料の変更 ・ 家庭系ごみの直接搬入に係る処理手数料の徴収開始	
H18	・ 田村西部環境センターの供用開始	
H29	・ 指定ごみ袋の処理手数料の改定	
R1	・ 事業系一般廃棄物処理手数料の改定 ・ 指定ごみ袋の処理手数料の改定	・ 清掃センターの料金を「100円」から「150円」に改定 ・ 指定ごみ袋の処理手数料を値上げ
R4	・ 指定ごみ袋の処理手数料の改定	・ 指定ごみ袋の処理手数料を値下げ
R8	・ 事業系一般廃棄物処理手数料の改定	・ 田村西部環境センターの料金を「100円」から「150円」に改定

【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

6 近年の指定ごみ袋の価格改定について

【改定理由】

- 消費税増税(R元.10月～)による製造価格の値上げ
- // によるごみ処理経費の増加

【町の対応】

- 町手数料を増額した。(1枚あたり1.25円～2.15円値上げ)
- 販売枚数を変更し、1巻あたりの販売価格の上昇を抑えた。

◆1枚あたりの販売価格【令和元年9月30日まで】

種別	販売単位	製造価格	販売手数料	町手数料	販売価格(税抜)
燃える(大)	20枚	14.3円	3円	7.05円	24.35円
	10枚	14.3円	3円	7円	24.3円
燃える(中)	20枚	10円	3円	5.5円	18.5円
燃える(小)	20枚	8.9円	3円	1.75円	13.65円
燃えない(中)	20枚	12.5円	3円	7.85円	23.35円
	10枚	12.5円	3円	7.9円	23.4円
プラ(大)	20枚	14.3円	3円	1.2円	18.5円

◆1枚あたりの販売価格【令和元年10月1日から】

種別	販売単位	製造価格	販売手数料	町手数料	販売価格(税抜)
燃える(大)	18枚	15円	3円	9円	27円
	9枚	15円	3円	9円	27円
燃える(中)	18枚	10円	3円	7.5円	20.5円
燃える(小)	18枚	9円	3円	3円	15円
燃えない(中)	18枚	13円	3円	10円	26円
	9枚	13円	3円	10円	26円
燃えない(小)	18枚	9.5円	3円	4円	16.5円
プラ(大)	18枚	15円	3円	3円	21円

【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

6 近年の指定ごみ袋の価格改定について

【改定理由】

○コロナ禍の影響による原材料等の高騰(30%程度値上げ)

【町の対応】

○製造会社を変更し、製造価格の上昇を抑えた。(販売枚数が変更)
○町手数料を減額し、1枚あたりの販売価格を据え置きとした。

◆1枚あたりの販売価格【令和5年3月31日まで】

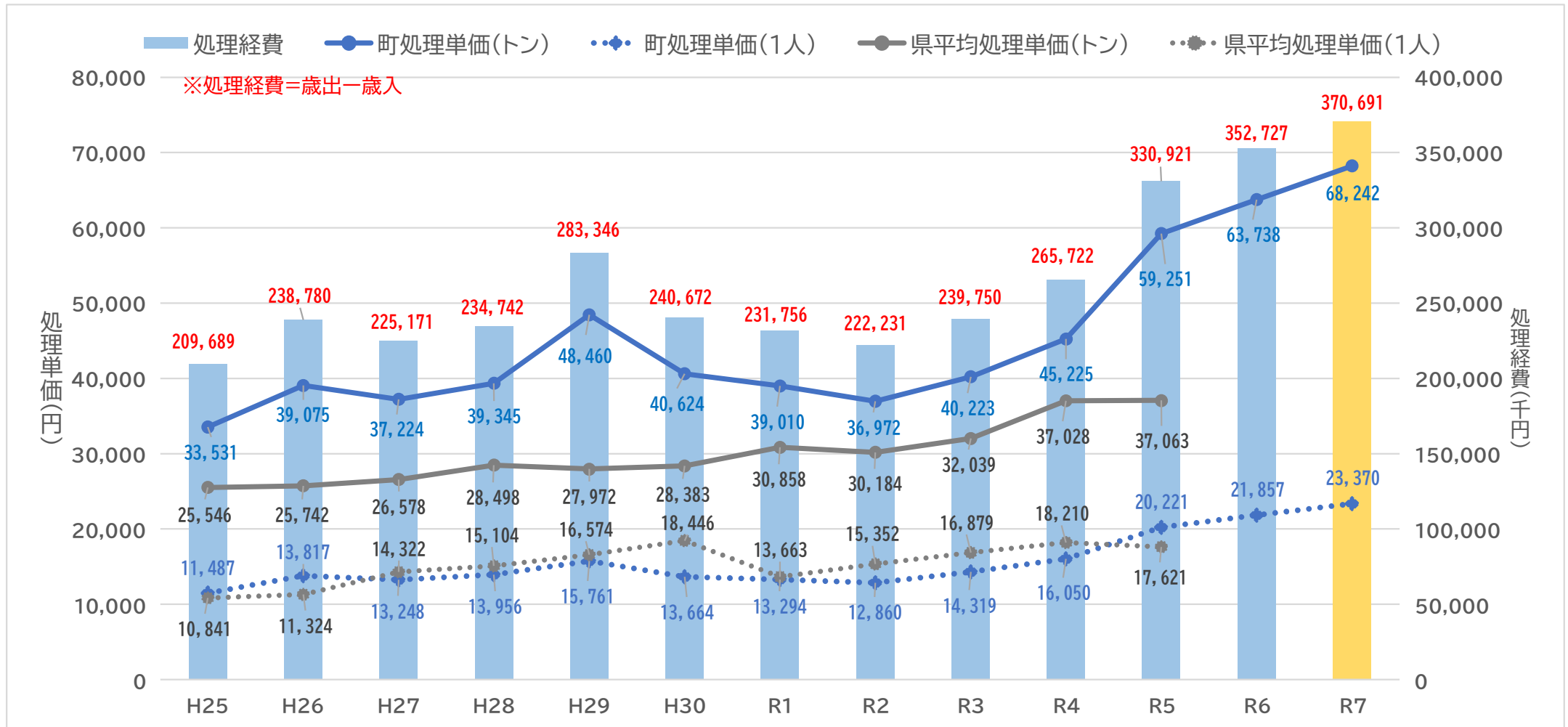
種別	販売単位	製造価格	販売手数料	町手数料	販売価格(税抜)
燃える(大)	18枚	15円	3円	9円	27円
	9枚	15円	3円	9円	27円
燃える(中)	18枚	10円	3円	7.5円	20.5円
燃える(小)	18枚	9円	3円	3円	15円
燃えない(中)	18枚	13円	3円	10円	26円
	9枚	13円	3円	10円	26円
燃えない(小)	18枚	9.5円	3円	4円	16.5円
プラ(大)	18枚	15円	3円	3円	21円

◆1枚あたりの販売価格【令和5年4月1日から】

種別	販売単位	製造価格	販売手数料	町手数料	販売価格(税抜)
燃える(大)	10枚	18.1円	3円	5.9円	27円
燃える(中)	10枚	12円	3円	5.5円	20.5円
燃える(小)	10枚	10.8円	3円	1.2円	15円
燃えない(中)	10枚	15.6円	3円	7.4円	26円
燃えない(小)	10枚	11.4円	3円	2.1円	16.5円
プラ(大)	10枚	18.1円	3円	-0.1円	21円

【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

7 当町のごみ処理経費の推移



【審議事項】 家庭系ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の改定について

8 ごみ袋1枚の処理コスト(試算)

◆試算方法については、以下の考え方で算出しております。

- ①試算の対象とするのは、集積所から収集されたごみに限る。
- ②対象となる費用は、収集運搬費、中間処理費、最終処分費とし、最小限のコストとして算出している。(町職員の人件費は除く)
- ③算定にあたっては、以下の計算式を用い、収入は差し引く。

1kgあたりの処理費用 = 処理に係る費用 ÷ 収集ごみ量

ごみ袋1枚の処理コスト = ※想定重量 × 1kgあたりの処理費用

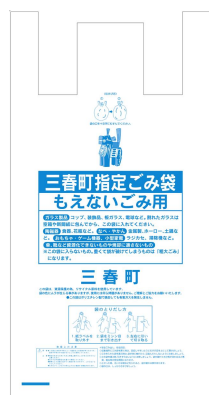
※想定重量は、各種別ごとに表に記載しています。(燃える大は5kg想定)

燃えるごみ



種 類	処理コスト
大 (45ℓ=5kg)	268.4円/枚
中 (30ℓ=3.5kg)	187.9円/枚
小 (10ℓ=1kg)	53.68円/枚

燃えないごみ



種 類	処理コスト
中 (30ℓ=6kg)	622.58円/枚
小 (10ℓ=2kg)	207.53円/枚

プラスチックごみ



種 類	処理コスト
大 (45ℓ=1.8kg)	354.72円/枚

【協議事項1】 三春町が実施するごみ減量対策について

- 指定ごみ袋の価格改定により、ごみ減量への関心が高くなるが見込まれるため、令和8年度は以下の内容を実施したい。
- 令和9年度に向けて、生ごみ処理機の補助等、効果的かつ持続可能な施策の展開に向けて検討する。

1 5Rの推進に関する取組

(1) 小型家電・衣類・古紙類のイベント回収



昨年度の様子

【回収品目】

①小型家電、②衣類、③古紙類

【開催場所】

三春町清掃センター

【実施時期】

年に2回を予定

(2) 雑がみ回収袋の配布



雑がみ回収袋

【内容】

雑がみの分別意識醸成のため、役場等の公共施設に設置する他、サロンに出向き配布する。

2 食品ロス対策(生ごみ対策)

(1) 水切りダイエットの配布



水切りダイエット

【内容】

生ごみの水切り意識醸成のため、県の補助金を活用して購入した。水切りダイエットを、役場等の公共施設に設置する他、サロンなどに出向き配布する。

(2) フードドライブ活動



回収された未使用食品

【内容】

保健福祉課との連携事業。役場にて未使用食品等を回収、受託事業者がその食品を回収し、必要な方へ配布する。

【実施時期】

イベント的に回収するか、随時回収するかどうか協議中。

【協議事項1】 三春町が実施するごみ減量対策について

2 食品ロス対策(生ごみ対策)

(3)生ごみ処理容器「キエー口」等の普及啓発



役場に設置したキエー口



りんご箱のアップサイクル
(長野県小布施町HP)

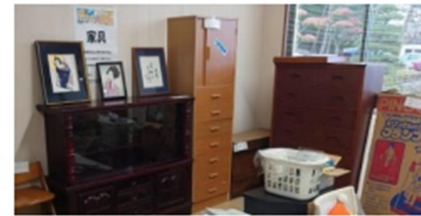
【内容】

- ①モニター事業の結果をまとめ、町HPに掲載し、普及啓発を図る。
- ②モニター参加者の共有の機会を設け、誰でも簡単に始められるようマニュアルを整備する。
- ③親子でキエー口を製作し、家族で生ごみ減量に興味・関心を示すように働きかけを行う。
(りんご箱のアップサイクル)
- ④生ごみ処理機(容器)の補助等について来年度以降の実施を検討。

3 その他、検討をする事業

(1)リユース(※)事業について

リユーススポット



郡山市HPより

【内容】

- ①郡山市のリユーススポットを当町に設置できないか検討を進める。
 - ②民間との連携によるリユースの普及を検討する。(ジモティ等)
- ※リユースとは、使える物を他の人に譲り、繰り返し再利用すること。

(2)資源物の拠点回収整備について



京都府京都市HPより

【内容】

地区公民館等に拠点回収拠点を設け、いつでも誰でも資源物を排出できる環境を整備する。

(3)ごみ処理手数料の見直しについて(指定ごみ袋以外)

【内容】適正な受益者負担を図るため、手数料の見直しを検討する。

【協議事項2】「ごみ減量等に向けた実行計画」の進め方について

1 スケジュールの見直しについて

- 当初予定したスケジュールを以下のとおり見直し、ごみ減量等実行計画の計画期間を令和9年10月からの3年間としたい。

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
環境審議会			● 第1回							● 第2回						● 第1回			
ごみ減量等検討委員会				● 開催に向けた準備			● 第1回		● 第2回			● 第3回			● 第1回				
ごみ減量等実行計画				● 情報整理・分析等				● 具体的施策の検討・目標値の設定		● 素案作成			● 原案作成			● 諮問		● 策定	
処理手数料の見直し	● 指定ごみ袋の価格改定検討			● 情報整理・分析等				● 素案作成				● 原案作成				● 諮問		● 議会(条例改正)	

2 第1回ごみ減量等検討委員会について

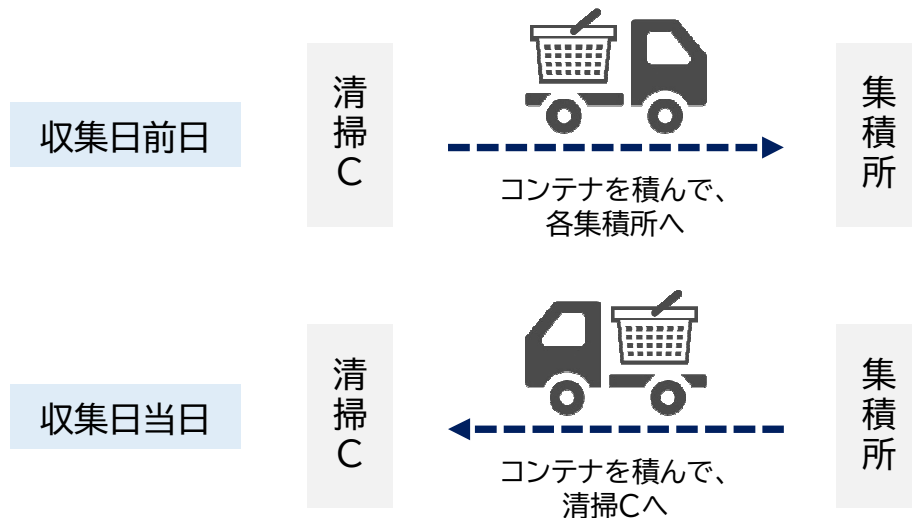
- 第1回ごみ減量等検討委員会(R8.10)では、町のごみ処理の実情を委員が把握することを目的に、施設見学を盛り込む予定です。
- 委員については、令和7年度第2回環境審議会、若い年代や女性委員を選出してはどうかとの意見があったため、現在調整中であります。

1 目的

- 平成7年10月からコンテナを使った資源ごみ収集を開始したが、色別に配置されたコンテナに町民が分別して排出する形は、町民の分別意識の醸成に繋がったところである。
- しかし、収集日前日にコンテナを配布する手間やそれに伴うコストの発生するなどの課題も見受けられることから、約30年経過した今、収集体制の見直しについて検討を進めているところである。

2 現状の収集体制

- 収集前日に6～7色のコンテナを各集積所に配布、翌日に回収する。



3 課題

- 人件費の高騰等による収集コストが年々増加傾向にあること。
- 1回の収集につき2回集積所を行き来するため、配布する手間と人件費等のコストが余計にかかってしまうこと。
- 約30年経過し、コンテナの更新時期が喫緊に必要なこと。
(1色の更新にあたり、約100万円以上のコストがかかる)
- 有害ごみにリチウムイオン電池等の不適切排出が見られる。
(原則、置きカゴを置いたままにできないので回収)

4 検討する内容

- 資源ごみの合理的かつ効率的な収集を行うため、以下について検討を進め、(1)は令和8年度の早い段階に決定する。
 - (1)コンテナ収集を廃止し、袋収集に変更(袋代は住民負担)
袋収集による収集コストの変化、車両や施設への影響等を検証し、現状のコンテナ収集と比較のうえ、最適な収集方法を選択する。
 - (2)拠点回収整備による収集頻度低減の検証
いつでも、誰でも、資源ごみを排出できる回収拠点を整備し、資源ごみを月1回の回収頻度に低減できるかどうか検証する。
- ◎ 上記見直しは住民負担の増加が見込まれるため、
(仮)三春町ごみ減量等検討委員会にて意見を聞きたい。